

社会福祉
法人 伊達市社会福祉協議会 事務決裁規程

平成16年4月1日 初施行

平成24年3月27日 全部改正

(目的)

第1条 この規程は、会長の権限に属する事務の決裁区分及び手続きを定め、事務処理の責任の所在を明確にし、円滑かつ適正な事務処理を図ることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 決裁 事案について、最終的に意思決定を行うことをいう。
- (2) 専決 この規程に定めるところにより、常時会長に代わって決裁することをいう。
- (3) 代決 会長又は専決することができる者に代わって決裁することをいう。

(専決及び代決の効力)

第3条 この規程に基づいてなされた専決及び代決は、会長の決裁と同一の効力を有する。

(会長の決裁事項)

第4条 会長の決裁事項は、別に定めのあるものを除き、別表第1のとおりとする。

(専決事項)

第5条 常務理事、事務局長及び地域包括支援センター長が専決できる事項は、別表第2、別表第3及び別表第4のとおりとする。

(類推専決)

第6条 前条に規定する専決事項以外の事務であっても、この規程による専決事項に類すると認められる事項については、適宜専決することができる。

(専決の制限)

第7条 専決権者は、専決することができる事項であっても、次の各号のいずれかに該当するときは、専決権者の上司の決裁を受けなければならない。

- (1) 異例、又は重要な先例になると認められるもの
- (2) 事案に解釈上の疑義があり、又は紛議を生じ、若しくは生ずるおそれがあるもの
- (3) 特に上司が了知しておく必要があると認められるもの

(代決)

第8条 決裁すべき者が不在のときは、当該決裁すべき者の区分に従い、それぞれ次の各号に掲げる者が代決することができる。

- (1) 会長 常務理事
- (2) 常務理事 事務局長

(3) 事務局長 会長の指名した職員

(代決の制限)

第9条 第7条各号に該当するときは、代決することができない。ただし、あらかじめ処理の方針を指示された場合はこの限りでない。

(代決の報告)

第10条 代決した者は、代決した事項について、決裁権者に遅滞なく後閲を受け、又は報告しなければならない。

(定例的な予算執行行為の委任)

第11条 定例的な予算の執行に関する事項については、第5条の規定にかかわらず常務理事に委任する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

会長の決裁事項
<ul style="list-style-type: none"> (1) 総合的な企画及び運営の基本方針に関すること (2) 重要な施策の決定、変更及び予算編成並びに決算に関すること (3) 儀式及び表彰に関すること (4) 理事会、評議員会及び各委員会の招集並びに議案に関すること (5) 定款及び諸規程等の制定改廃に関すること (6) 職員の任免、分限、懲戒及び人事に関すること (7) 職員の給与、勤務条件及び主要な服務に関すること (8) 役員の出張に関すること (9) 重要な寄付の受納に関すること (10) 前各号に定めるもののほか、特に重要又は異例と認める事項

別表第2（第5条関係）

常務理事の専決事項
<ul style="list-style-type: none"> (1) 予算又は会長決裁を経た事案の実施に関すること (2) 情報公開及び個人情報保護に関すること (3) 業務上の負傷及び疾病に関すること (4) 事務局長の出張、休暇、欠勤及び公民権の行使等に関すること (5) 予定価格が50万円以上100万円未満の物件の取得、工事及び修繕等の契約に関すること (6) 1件50万円以上100万円未満の支出負担行為、支出命令及び収入に関すること (7) 1件10万円未満の予算の流用及び予備費の充用に関すること (8) 市の委託業務の受託に係る契約に関すること

別表第3（第5条関係）

事務局長の専決事項
<ul style="list-style-type: none"> (1) 職員の出張、休暇、欠勤及び公民権の行使等に関すること（地域包括支援センター主査以下を除く） (2) 職員の事務分担に関すること (3) 職員の各種手当に係る届出の受理及び支給要件の認定に関すること (4) 補助金の申請及び請求に関すること (5) 定例的な通知の申請、届出、報告、照会及び回答に関すること (6) 1件50万円未満の物件の取得及び修繕等の契約に関すること (7) 1件50万円未満の支出負担行為の決定並びに収入、支出命令に関すること (8) 前各号の他、事務局に属する一般的な事務処理と認められる事項

別表第4（第5条関係）

事務局長の専決事項
<ul style="list-style-type: none"> (1) 職員（主査以下）の出張、休暇、欠勤及び公民権の行使等に関すること